

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団事務決裁規程（平成23年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（副企業長の専決事項） 第3条（略） （1）—（4）（略） （5）重要な訴訟、<u>強制執行</u>、和解、審査請求等に関する事<u>と</u>。 （6）—（16）（略） <u>（17）重要な行政処分（行政財産の使用許可を除く。）に関する事と。</u> <u>（18）（略）</u> （経営管理部長の専決事項） 第4条（略） （1）—（3）（略） （4）軽易な訴訟、<u>強制執行</u>、和解、審査請求等に関する事<u>と</u>。 （5）—（24）（略） （25）重要な行政財産（浄水場及び水道事業所所管のものを除く。）の使用許可及び貸付けに関する事<u>と</u>。 <u>（26）軽易な行政処分（行政財産の使用許可を除く。）に関する事と。</u> <u>（27）（略）</u> （事業管理部長の専決事項） 第5条（略） （1）前条第1号から第7号まで、第9号、第10号及び第13号から<u>第26号</u>までに掲げる事項 （2）<u>大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号。以下「水道用水供給条例」という。）第13条に規定する延滞金の減免に関する事と、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号。以下「工業用水道給水条例」という。）第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関する事並びに大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第22条第2項第5号に規定する負担金の</u>	（副企業長の専決事項） 第3条（略） （1）—（4）（略） （5）重要な訴訟、和解、審査請求等に関する事<u>と</u>。 （6）—（16）（略） <u>（17）（略）</u> （経営管理部長の専決事項） 第4条（略） （1）—（3）（略） （4）軽易な訴訟、和解、審査請求等に関する事<u>と</u>。 （5）—（24）（略） （25）重要な行政財産（浄水場及び水道事業所所管のものを除く。）の使用許可に関する事<u>と</u>。 <u>（26）（略）</u> （事業管理部長の専決事項） 第5条（略） （1）前条第1号から第7号まで、第9号、第10号及び第13号から<u>第25号</u>までに掲げる事項 （2）<u>大阪広域水道企業団水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）第13条に規定する延滞金の減免に関する事と、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号）第25条に規定する使用料及び延滞金の減免に関する事並びに大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第22条第2項第5号に規定する負担金の免除に関する事と。</u>

免除に關すること。 (3) <u>工業用水道給水条例</u>第7条第1項に規定する基本使用水量(500立方メートル以上のものに限る。)の決定に關すること。 (4)・(5) (略) (部に置く課の課長等の専決事項) 第6条 (略) (1)―(18) (略) (19) 輕易な行政財産(浄水場及び水道事業所所管のものを除く。)の使用許可及び貸付けに關すること。 (20)―(23) (略) (出先機關の長の専決事項) 第8条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) <u>水道用水供給条例</u>第5条及び<u>工業用水道給水条例</u>第17条第1項に規定する認定に關すること。 (3) <u>工業用水道給水条例</u>第7条第1項に規定する基本使用水量(500立方メートル未満のものに限る。)の決定及び同条第2項の規定による變更に關すること。 (4)―(7) (略) 4 (略) 5 <u>水道センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。</u> (1) <u>所管内の水道メーターの檢針に關すること。</u> (2) <u>大阪広域水道企業団水道事業給水条例(平成29年大阪広域水道企業団条例第2号)第29条の規定による認定に關すること。</u> (3) <u>大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程(平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号)第5条の指定に關すること及び同規程第6条に規定する指定証の交付等に關すること。</u> (4) <u>占用手續その他出願(道路、河川、公有水面等の占用に關することを除く。)に關すること。</u> (5) <u>前各号に準ずる事項に關すること。</u>	(3) <u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u>第7条第1項に規定する基本使用水量(500立方メートル以上のものに限る。)の決定に關すること。 (4)・(5) (略) (部に置く課の課長等の専決事項) 第6条 (略) (1)―(18) (略) (19) 輕易な行政財産(浄水場及び水道事業所所管のものを除く。)の使用許可に關すること。 (20)―(23) (略) (出先機關の長の専決事項) 第8条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) <u>大阪広域水道企業団水道事業供給条例</u>第5条及び<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u>第17条第1項に規定する<u>企業長の認定</u>に關すること。 (3) <u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u>第7条第1項に規定する基本使用水量(500立方メートル未満のものに限る。)の決定及び同条第2項の規定による變更に關すること。 (4)―(7) (略) 4 (略)
---	---

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。